令和6年4月1日から実施が 義務付けられる 取り組みについて

令和5年度 集団指導資料 〔高齢者あんしん課 介護認定係〕 • 令和3年度 介護報酬改定における改正内容のうち、次に示す取り組みは経過措置が設けられた上で、令和6年4月1日から実施が義務付けられるものです。

• 経過措置期間満了時までに確実に実施できるよう、基準省令等を確認の上、体制整備を行ってください。

1. 虐待の防止

・ 事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

(I) 必要な措置

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 従業者への委員会結果の周知
- ・ 虐待の防止のための指針の整備
- · 研修の実施(※I)
- ・ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- ※1 研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なります。
- · <u>年2回</u>:(地域密着型)特定施設入居者生活介護、 <u>認知症対応型共同生活介護</u>、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- 年 | 回:上記以外のサービス
- <u>2) 対象サービス</u> ・ 全サービス

(3) 運営規程への記載

虐待の防止のための措置に関する事項は、令和6年3月31日までに運営規程に定める必要があります。体制整備を行った上で、下記記載例を参考に運営規程に記載してください。 なお、当該措置のみを追記したことによる運営規程の変更の場合、変更届出書の提出は不要とします。

- 【記載例】 第<u>〇</u>条 <u>施設(事業所)</u>は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げ
- る措置を講じるものとする。

 一 <u>施設(事業所)</u>における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 <u>施設(事業所)</u>において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 ○回以上)実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 四 削二号に掲げる措直を週切に美施するための担当者を直くこと。
 ※ 〇の部分は、各施設(事業所)の状況に応じて数字を記載してください。
- ※ 「施設 (事業所)」の部分については、運営するサービスに応じて、施設又は事業所のどちらかを記載してください。

2.認知症介護に係る基礎的な研修の受講

- 事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。
- 事業所が新たに採用した従業者(新規・中途問わず)で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後 | 年間の猶予期間中に研修を受講させる必要があります。

(1) 当該研修の受講が必須ではない者

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を 習得している者

[具体例]

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者 研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研 修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、 はり師、きゅう師 等

(2) 対象サービス

訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、 短期入所療養介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、<mark>地域密着型通所介護</mark>、 <mark>認知症対応型通所介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、</mark>

認知症对応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

3.感染症の予防及びまん延の防止

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延 しないよう措置を講じる必要があります(施設系サービスは委 員会・指針・研修については従前から規定あり)。

(1) 必要な措置

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会の開催
- ・ 従業者への委員会結果の周知
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ・ 研修・訓練(シミュレーション)の実施

<u>(2) 対象サービス</u>

・ 全サービス

4.業務継続計画の策定等

事業者は、<u>感染症や非常災害の発生時において、サービス</u> 提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務 再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に 従い必要な措置を講じる必要があります。

(I) 必要な措置

- ・ 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- ・ 従業者への業務継続計画の周知
- ・ 研修・訓練(シミュレーション)の実施

(2) 対象サービス

・ 全サービス

5.その他

- 虐待の防止に関する措置や感染症の予防及びまん延の防止等、経過措置が設けられている項目について、「令和6年3月31日までに運用を開始するものとする。」等のように、経過措置期間終了までに体制を整備する旨を運営規程に記載している場合は、令和6年3月31日までに体制整備を行った上で、文言を削除するようにしてください。
- なお、上記文言のみを削除したことによる運営規程の変更の場合、変更届出書の提出は不要とします。